

令和8年度「社会に開かれた教育活動推進事業」  
傷害保険及び賠償責任保険の内容について

1 保険内容

(1) 傷害保険

①対象

「社会に開かれた教育活動推進事業」参加児童・生徒及びボランティア指導者が当該事業に参加中に傷害又は特定疾病により、死亡、入院または通院をした場合。

ただし、平日に行う学校教育活動については、児童・生徒は日本スポーツ振興センター（災害共済給付）、教職員は公務災害での対応とするため、対象外とする。

傷害……急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害

特定疾病…細菌性食中毒、熱中症（日射病および熱射病等）、低体温症、脱水症

参加中……参加するための往復途上についても参加中とみなす

②補償内容

死亡 2,000万円

後遺障害 最高2,000万円

入院（日額） 3,000円（事故日より、180日を限度とする）

手術 手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍

通院（日額） 2,000円（事故日より180日のうちで90日を限度とする）

(2) 賠償責任保険

①対象

「社会に開かれた教育活動推進事業」に関して、他人の身体障害または財物の損壊により、法律上の損害賠償責任を保険金額まで負担（ただし、児童・生徒間同士の喧嘩は免責とする。）

②保険金額

対人）1億円（1名につき）／5億円（1事故につき）

対物）1,000万円（1事故につき）

2 留意事項

- ・保険金額は、保険対象予定人数【児童・生徒：26,000名＋大人ボランティア：35,000名＝合計 61,000名】を基に積算してください。

※年度末までの実績人数を基に、清算（戻入または追加支払い）を行います。

- ・保険加入時期は、【令和8年6月1日～令和9年3月31日】でお願いいたします。